

○ 判定区分Ⅳの施設は、通行止めの緊急措置、損傷箇所の仮補修を実施中（H29.3.15までの予定）。

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
山梨県 北杜市	清水橋	市道藤田・浅尾新田線	1975	P1橋脚下流側支承の台座コンクリートにひびわれ、欠損が生じ、アンカーボルトが露出。

※判定区分

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態